

令和 7 年度宇城市生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の各家庭から排出される生ごみ（以下「生ごみ」という。）の減量化及び再資源化の促進を図るため、生ごみ処理容器等（以下「処理容器等」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内で宇城市生ごみ処理容器等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成 17 年宇城市規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「処理容器等」とは、次に掲げるものをいい、いずれも市長が認めるものをいう。

- (1) 生ごみ処理容器 微生物等を利用して生ごみを発酵分解し、減量・堆肥化することを目的として製造されたもの
- (2) 水切りバケツ 生ごみから水分を分離することを目的として製造されたもの
- (3) 電動生ごみ処理機 生ごみを分解又は乾燥させることにより、減量・堆肥化を目的として製造された電気製品であるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件を備えていることとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 前条第 1 号及び第 2 号についての購入は、市内の販売店のみとし、再購入であるときは、前回の購入から 3 年を経過した者
- (4) 前条第 3 号については、1 年以上の保証書のあるものとし、再購入する場合は、前回の購入から 5 年を経過した者
- (5) 処理容器等を生ごみの減量化のため使用し、常に良好に維持管理できる者

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、処理容器等の購入費用の 2 分の 1 とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。ただし、第 2 条第 1 号及び第 2 号

については1個当たり3,000円を限度とし、同条第3号については2万円を限度とする。なお、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 補助金交付対象となる処理容器等は、第2条第1号については、屋外又は屋内に設置するものそれぞれ1世帯2個までとし、同条第2号及び第3号については、1世帯1個とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、処理容器等を購入した後、生ごみ処理容器等購入補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、購入する日の属する年度の3月15日（ただし、宇城市の休日を定める条例（平成17年宇城市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日の場合は、その翌日とする。）までに市長に提出しなければならないものとする。ただし、補助金予算額交付完了とともに申請受付期間終了とする。

(1) 購入した処理容器等の領収書写し

(2) 第2条第3号については、保証書の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、処理容器等購入補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。なお、規則第16条に定める確定通知は省略できるものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者が補助金の交付を請求するときは、請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならないものとする。

(利用状況調査)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ処理容器等の利用状況等について調査するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請を行い、不正に補助金を受領したことが明らかな者に対して、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該申請に係る処理容器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならないものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第24条第2項に規定する財産の処分等を制限する期間は、補助金の交付を受けた年度終了後から第2条第1号及び第2号については、3年間とし、同条第3号については、5年間とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

